

令和5年3月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和5年3月9日 木曜日（午前10時開議）

出席議員（12人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	（欠員）	
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	（欠員）	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 議案第 17 号 令和 5 年度川棚町一般会計予算
- 第 2 議案第 18 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 19 号 令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 20 号 令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 21 号 令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 第 6 議案第 22 号 令和 5 年度川棚町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第 23 号 令和 5 年度川棚町水道事業会計予算

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1～7 議案第17号～議案第23号

議 長 日程第1、議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」から、日程第7、議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

なお、この新年度予算につきましては、本日は説明を受けるにとどめ、本会議4日目に質疑を行うことといたしております。また、町長からの新年度予算説明については、令和5年度施策等に関する町長説明書の配付を受けておりますので、これから議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」から順次、追加説明を求めます。なお、説明項目のうち、歳入歳出予算事項別明細書等における説明については、着席しての説明を許可いたしますのでよろしく願いをいたします。それではまず、企画財政課長。

企画財政課長 はい。では、私のほうから議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」についてご説明いたします。議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」についてご説明いたします。予算書1ページをお開き願います。

まず、令和5年度川棚町一般会計予算の条文でございます。まず第1条、これは歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,600万円と定めるものであります。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとしている規定であります。

第2条の規定につきましては、債務負担行為に関する事項、期間、限度額等については、「第2表 債務負担行為」によるとしているものであります。

第3条の規定は、地方債に関し、その起債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法については、「第3表 地方債」によるとしているものであります。

第4条の規定は、一時借入金に関するもので、一時借入金の最高額を5億円と定めているものであります。この最高額につきましては例年と同様であります。

第5条の規定は、歳出予算の流用について定めているものであります。2ページ、3ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました条文第1条第2項において規定しております「第1表 歳入歳出予算」であります。この表につきましては、まず歳入について、1款町税から21款町債まで、款及び項ごとの金額について掲げておるものであります。読み上げは省略させていただきます。4、5ページをお願いします。

こちらは歳出についての表でございます。1款議会費から14款予備費まで目的別に款及び項ごとに金額を掲げているものでございます。これも読み上げは省略させていただきます。6ページをお願いいたします。

こちらは、条文の第2条において規定しております「第2表 債務負担行為」であり、4つの事項について掲げております。

まず、1つ目が総合行政システム機器更新事業であります。現行の総合行政システムは令和5年度をもって保守契約が満了し、機器の更新を図る必要があり、10年度までの5か年リース契約を締結するため、債務負担行為として限度額を計上するものであります。

次に、第3期川棚町子ども・子育て支援事業計画策定業務であります。令和7年度から11年度までの第3期川棚町子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、ニーズ調査や計画策定業務を令和5年度から令和6年度の複数年度にわたり業務委託をするため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、農地地図管理システム更新事業であります。現行の農地地図管理システムは令和5年度に保守契約が満了し、機器の更新を図る必要があり、10年度までの5か年リース契約を締結するため、債務負担行為として限度額を計上するものであります。

最後が、川棚町中小企業振興資金を川棚町が指定する金融機関から町内中小企業者が借り受けるに当たり、長崎県信用保証協会の債務保証について、

町が損失補償をすることという事項であります。こちらにつきましては、期間及び限度額につきましては例年どおりでございます。読み上げは省略とさせていただきます。続きまして、7ページをお願いします。

第3条において規定しております「第3表 地方債」であります。表に掲げる18の事業について、それぞれ起債を起こすものについて限度額の金額を掲げているものでございます。18の事業で合計4億2,930万円の限度額として、歳入の21款町債と対応するものであります。こちらにつきましては、個々の事業名、金額、起債の方法、利率、償還の方法で、こちらは記載のとおりでありますので、読み上げは省略とさせていただきます。以上で、第1表から第3表までの説明を終わります。9ページをお願いします。すみません、こちらから着座で説明させていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書であります。まず、9ページでは総括として歳入につきまして、款ごとに前年度の比較を示しているものでございます。一番下をご覧くださいますと、令和5年度は66億9,600万円としており、令和4年度と比較し3,100万円少ない予算の総額となっております。10、11ページをお願いいたします。

歳出の総括表であります。こちら款ごとに前年度の比較、そして財源内訳にして、内訳についてお示した表でございます。

それでは歳入の説明に移りますので、予算書12、13ページ、そして令和5年度川棚町一般会計予算説明資料、初日に配付しました説明資料の1ページをお開きください。

それでは、1款町税であります。総額で12億7,434万9,000円、前年度比2,751万3,000円の増であります。

1項町民税につきましては、予算額が5億7,141万円で、前年度比930万円の増となっております。

1目個人につきましては、前年度比820万円増の5億1,961万円を計上しております。こちらにつきましては、本年度の決算見込みから増額を見込み計上しているものであります。

次の2目法人につきましては、本年度の決算見込みを基に増額を見込み、110万円増の5,180万円を計上しております。算出の方法は予算書の説明欄のとおりであります。予算書14、15ページをお願いいたします。

2 項固定資産税につきましては、予算額 5 億 5, 4 2 8 万 9, 0 0 0 円で、前年度比 1, 2 9 1 万 3, 0 0 0 円の増であります。

1 目固定資産税につきましては、1, 3 0 0 万円増の 5 億 5, 3 0 0 万円であり、新築住宅に係る軽減措置の終了に伴い、増額を見込んでおります。予算書の 1 6、1 7 ページをお願いいたします。

2 目国有資産等所在市町村交付金につきましては、8 万 7, 0 0 0 円減の 1 2 8 万 9, 0 0 0 円で、対象となる団体については、予算書 1 7 ページの説明欄に記載の財務省、長崎県、佐世保市であります。説明資料は 2 ページをお願いいたします。

次に 3 項軽自動車税につきましては、予算額 5, 3 3 5 万円で前年度比 1 0 0 万円増であります。

1 目軽自動車税種別割につきましては、1 0 0 万円増の 5, 1 8 0 万円を計上しており、予算書 1 7 ページの説明欄記載のとおり、令和 4 年 1 2 月末の登録台数を基に算出しております。

次の 2 目軽自動車税環境性能割につきましては、これまでの交付実績により同額を見込み計上しております。

3 目軽自動車税につきましては、軽自動車税の廃止により、滞納繰越分のみ前年同額を見込み計上しております。予算書 1 8、1 9 ページをお願いします。

4 項町たばこ税につきましては、予算額 8, 7 3 0 万円で前年度比 4 3 0 万円の増となっております。説明資料 2 ページの表に掲げておりますように、売り上げ本数の増により増額を見込んでおります。

次の 5 項入湯税につきましては、前年度同額の 8 0 0 万円を見込み計上しております。予算書の説明欄に算出根拠をお示ししております。説明資料 2 ページの一番下に滞納繰越分を記載しています。町税の滞納繰越分、各項総額で 7 4 1 万円を計上しております。予算書 2 0、2 1 ページ、そして説明資料 3 ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税から、3 8 ページ、3 9 ページの 1 1 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、説明資料の 3 ページから 5 ページに記載のとおり、これまでの交付実績等から前年度と同額又は増減額を見込み予算計上しております。予算書 4 0 ページ、4 1 ページ、説明資料 5 ページをお願いします。

ます。

なお、12款以降につきましては、予算書の説明欄において特定財源をお示ししております。例えば、予算書41ページ、説明欄の一番上の小串保育園保育料現年分415万2,000円につきましては、その下段に書いてあります充当先で、3款2項2目の保育所等給付費に充当されていると見ていただければと思います。

では、12款分担金及び負担金であります。予算額2,665万8,000円で前年度比283万3,000円の減であります。分担金及び負担金の主なものを説明資料5ページの表としてお示ししております。

保育園保育料及び養護老人ホーム入所徴収金は、間近の入所状況を基に算出しております。

また、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、新谷地区急傾斜地崩壊対策事業の分担金であります。予算書は44、45ページをお開きください。

13款使用料及び手数料であります。予算額9,625万2,000円で、前年度比422万円の減であります。使用料及び手数料の主なものにつきましても、説明資料5ページに表としてお示ししております。

なお、減額の主な要因につきましては、町営住宅の使用料の収入見込みが減少したことによるものであります。予算書52、53ページ、そして説明資料は6ページをお願いします。

14款国庫支出金であります。予算額10億322万2,000円で、前年度比3,024万7,000円の増であります。この国庫支出金の主なもの、金額の多いものを説明資料の6ページに表としてお示ししております。予算書62、63ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。予算額6億3,368万4,000円、前年度比5,288万1,000円の増であります。この県支出金の主なものにつきましても、説明資料の6ページの表として掲げておりますので、ご確認いただければと思います。予算書80ページ、81ページ、そして説明資料7ページをお願いいたします。

16款財産収入であります。予算額827万5,000円で前年度比3万6,000円の増であります。

土地貸付収入及び基金利子につきましては、収入が見込まれる額を計上し

ており、予算書 82、83 ページの不動産売却収入、物品売却収入につきましては、名目額を計上しております。予算書 84、85 ページをお願いいたします。

17 款寄附金であります。予算額 1 億 3,000 万 3,000 円で、前年度比 5,000 万円の増であります。

一般寄附金、民生費寄附金、教育費寄附金については、名目額を計上しております。

次のふるさと応援寄附金につきましては、前年度の実績に基づき 5,000 万円増と見込み計上しております。予算書 86、87 ページをお願いいたします。

18 款繰入金であります。予算額 3 億 7,725 万 7,000 円で、前年度比 1 億 8,519 万 6,000 円の減であります。

基金繰入金に関しましては、財源不足を補う繰入金として下水道事業基金、減債基金、財政調整基金から繰入れをすることとしております。金額につきましては、下水道基金繰入金 9,600 万円で前年度比 2,600 万円の増額、減債基金繰入金 1 億 3,000 万円、財政調整基金繰入金 1 億 3,000 万円は、どちらも前年度と同額であります。

中山間ふるさと農村活性化基金につきましては、100 万円で前年度と同額であります。

公共施設整備基金繰入金につきましては、旧別館改修費に充てるため、1,800 万円を計上しております。

森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税事業に充てるため、225 万 1,000 円を計上しております。予算書 88、89 ページをお願いいたします。

地域福祉基金繰入金については、令和 5 年度事業として取り崩す予定がありませんので廃目、役場庁舎建設基金繰入金につきましては、基金を廃止を予定しておりますので、同じく廃目としております。予算書 90、91 ページをお願いいたします。

19 款繰越金であります。予算額 7,000 万円ということで、前年度と同額として計上しております。予算書 92、93 ページをお願いします。

20 款諸収入であります。予算額 9,190 万円で、前年度比 285 万

2, 000円の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子は、名目額を計上しております。

3項貸付金元利収入におきましては、中小企業振興資金原資返還金を計上しており、4項雑入につきましては、主に宝くじ関係配分金、農地中間管理事業費委託料など、その他見込まれるものを計上しております。

また、予算書98、99ページの5項であります。受託事業収入では、高齢者保険事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費分として後期高齢者医療広域連合の受託事業収入を計上しております。予算書100ページ、101ページをお願いします。説明資料は8ページになります。

21款町債であります。予算額4億2,930万円、前年度比2,200万円の減であります。前年度と対比したものにつきましては、説明資料9ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、予算書106ページ、107ページ、説明資料は10ページをお願いします。

1款議会費であります。予算額9,060万5,000円で、前年度比2,027万4,000円の減であります。

内容につきましては、議員及び職員に係る報酬、給料等の人件費のほか、委員会の開催や視察調査等に対する費用弁償が主なものであります。

なお、5年度は、町議会のライブ放映を実施するための委託費を計上しております。予算書108ページ、109ページをお願いいたします。

2款総務費であります。予算額7億8,061万7,000円で、前年度比1億2,675万9,000円の減であります。大きな減少となっておりますが、旧別館改修費として別館屋根外壁及び空調設備改修工事が皆減となったことが主な要因であります。

1項1目一般管理費につきましては、特別職及び職員の人件費のほか、通信運搬費、コピー機等使用料等の一般的な事務経費や自治会活動の支援補助などを計上しております。

次に2目庁舎管理費は、庁舎の維持管理に要する経費、そして庁舎の改修費などを計上しております。また、主な工事費につきましては、説明資料1

0 ページに掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次の3目文書広報費につきましては、広報かわたなの印刷製本などに要する経費を計上しております。なお、令和5年度はSNSを活用し、本町の魅力の発信強化を図るための予算として報償費を計上しております。予算書110ページ、111ページをお願いいたします。

4目財政管理費であります。こちらは財政管財系の事務的経費やふるさと納税に係る経費を計上しております。

5目会計管理費では、コンビニ収納の取扱いに係る手数料などを計上しております。なお、令和5年度は、公金取扱銀行に対する窓口収納手数料を新たに計上しております。

6目財産管理費につきましては、町が所有する土地及び施設等の維持管理、建物の保険料、小串郷駅の管理、町有林の管理に要する経費を計上しております。なお、令和5年度は、旭ヶ丘グラウンドにおけるネットの劣化に対応するため、防球フェンス改修工事費などを計上しております。

7目企画費につきましては、企画振興系の事務的経費のほか、県立川棚高校の魅力向上を支援するための経費を計上しています。なお、令和5年度は、長崎総合科学大学と川棚中学校・川棚高校の在学生在が連携し、本町の課題を解決するプロセスを通じて、次世代を担う人財を育成するためのプロジェクトの実施に要する経費を計上しております。このほか、まちづくりを推進する協議会を開催するための経費、地域公共交通計画を策定するための委託料を計上しております。予算書112、113ページをお願いいたします。

次の8目情報システム管理費につきましては、電算業務の維持運営及び社会保障・税番号制度システム管理費に係る経費を計上しております。説明資料の11ページをお願いいたします。

令和5年度は、国が令和7年度までの目標として掲げている地方公共団体の情報システムの標準化に向けて、新総合行政システム移行準備対応業務委託に要する経費や、土木積算システムの更新に伴う庁内ネットワーク設定業務委託費などを計上しております。

9目地域づくり事業費につきましては、地方創生関係の事務に要する経費、地域おこし協力隊の人件費や活動に要する経費、結婚新生活支援事業に

要する経費を計上しております。

次の10目交通安全対策費につきましては、交通指導員の報償費のほか、交通安全の取組に要する経費を計上しております。予算書114、115ページをお願いします。

次の11目諸費につきましては、一般諸費のほか、西肥バス・川棚内海線運行に係る補助、川棚駅前広場管理、生きいきタクシー助成事業に要する経費を計上しております。

次の12目財政調整基金費から、次のページの16目公共施設整備基金費までにつきましては、各種基金費であります。各基金の利子収入と同額を積立金として計上をしているものであります。

17目の地方創生費につきましては、婚活支援事業費として婚活イベントに要する経費を計上しております。

次の18目移住・定住促進事業費では、移住相談会に要する経費や移住支援に係る補助に要する経費などを計上しております。なお、令和5年度は、移住を促進するための空き家の改修を支援するための経費を計上しております。なお、補助率につきましては、対象経費の2分の1、補助上限は50万円としており、予算として100万円の補助費を計上しております。

次の19目企業誘致推進費では、企業誘致推進に要する経費を計上し、20目新型コロナウイルス感染症等対策基金費は、基金積立金を名目予算として計上しております。

次の2項徴税费につきましては、職員の人件費のほか、賦課徴収や滞納処分に要する経費を計上しております。予算書の118、119ページをお願いします。

賦課徴収費においては、令和5年度は、固定資産税の適正な課税の基礎となる路線価に関して、経年変化に伴う見直しを図るため、土地評価業務に要する経費を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳情報及び戸籍情報の処理管理に要する経費並びにマイナンバーカード発行に要する経費を計上しております。令和5年度は、マイナンバーカードの普及促進のために、国の個人番号カード関連事務補助金を活用し、新規申請者等を対象に商品券を配布するための経費を計上しております。説明資料12ページをお願いします。

す。

次の4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の経費のほか、長崎県議会一般選挙及び川棚町議会議員一般選挙に要する経費を計上しております。予算書122、123ページをお願いします。

5項統計調査費につきましては、各種統計調査に要する経費を計上しております。

6項監査委員費につきましては、監査委員の報酬のほか、監査業務に係る経費を計上しております。予算書124、125ページをお願いします。

3款民生費であります。予算額24億7,996万6,000円で、前年度比189万1,000円の減であります。

1項1目社会福祉総務費であります。母子・父子・乳幼児等に対する福祉医療の支給、民生委員・児童委員活動に要する経費、社会福祉協議会の運営補助、地域支え合い事業など、福祉施策に要する経費を計上しております。なお、参考までに説明資料12ページにおいて、主な特別会計への繰出金等の状況を表でお示ししておりますので、ご確認ください。予算書126、127ページをお願いします。

2目障害者福祉費につきましては、各種医療給付費について、必要経費を計上しております。なお、令和5年度は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に要する経費を計上しております。

次の3目老人福祉費では、町老連及び地区老人クラブへの補助、養護老人ホーム入所者の措置費など、高齢者の福祉施策に要する経費を計上しております。説明資料の13ページをお願いいたします。

4目老人福祉施設費につきましては、いきがいセンターの指定管理費を計上しております。予算書128、129ページをお願いします。

5目国民年金事務費につきましては、被保険者の資格取得・喪失や老齢・障害基礎年金等の請求、保険料免除申請等の各種届出に関する事務など、年金事務に要する経費を計上しております。

2項1目児童福祉総務費につきましては、保育所運営事業費、学童保育などの放課後児童健全育成事業、休日・延長保育などの特別保育事業、子ども・子育て支援事業といった子育て支援に必要な経費を計上しております。なお、令和5年度は、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金

を活用し、第2子以降の出産時に一時的に保育所を利用する子育て世帯を対象として、試験的に当該期間の保育料の無償事業を実施し、その効果検証を行ってまいります。

このほか、保育所等の送迎バスに安全装置の設置を義務付ける法改正を受け、保育所等が実施する安全装置改修費の補助に要する経費、そして放課後児童クラブの雨どいの修繕費、令和6年度に策定を予定している第3期川棚町子ども・子育て支援事業計画の調査業務に要する経費を計上しております。

2目児童措置費につきましては、町内の保育園及び町外保育園並びに認定こども園の給付費の年間所要額を見込み計上しております。予算書130、131ページをお願いします。

3項災害救助費は、災害見舞金の支給に備えた名目予算として計上しております。予算書132、133ページをお願いします。

4款衛生費であります。予算額6億2,855万8,000円で前年度比1,916万1,000円の減であります。

1項1目保健衛生総務費ではありますが、職員人件費のほか、献血の推進、母子愛育班活動や乳幼児健診など、母子保健の推進、救急医療対策に要する経費を計上しております。なお、令和5年度は、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、母子手帳交付時に5万円、出産時に5万円の応援金をそれぞれ給付するための費用を計上しております。

次の2目予防費につきましては、定期予防接種、定期外予防接種及び狂犬病予防事業に要する経費を計上しております。予算書134、135ページをお願いいたします。

3目健康増進費につきましては、健康教育の推進、しおさいの湯の歩行浴を活用した健康促進事業、各種がん検診など、検診事業の実施に要する経費を計上しております。説明資料の14ページをお願いします。

令和5年度は、若年層健診の検査項目の充実等に要する経費、健康増進計画の策定に関するアンケート調査費や協議会開催に要する経費を計上しております。

次の4目環境衛生費では、海岸清掃など環境衛生に係る費用、火葬場施設分担金、資源回収の補助金などに要する経費を計上しております。令和5年

度は、ガバメントクラウドファンディングを活用し、野良猫による地域被害の抑制及び殺処分数の低減のため、捕獲・不妊去勢手術、相談対応等を委託するための費用を計上しております。

2項清掃費につきましては、ごみ処理及びし尿処理に係る東彼地区保健福祉組合への分担金及び繰出金を計上しております。予算書136、137ページをお願いします。

次の3項公害対策費では、河川海域水質調査・臭気調査などに要する経費、そして合併処理浄化槽設置整備補助金などを計上しております。予算書138、139ページをお願いします。

5款労働費であります。予算額193万2,000円、前年度比22万5,000円の減であります。勤労青少年ホームの維持管理に要する経費が主であります。予算書140、141ページをお願いします。

6款農林水産業費であります。予算額2億8,996万3,000円で、前年度比3,453万7,000円の減であります。

1項1目農業委員会費につきましては、農業委員会の運営、農業者年金に係る事務並びに機構集積支援事業に要する経費を、そして次の2目の農業総務費は、職員の人件費を計上しております。

3目農業振興費につきましては、水稻、みかん、施設園芸等振興作物の生産振興、営農組織・担い手確保、有害鳥獣対策、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業、特産物の販売宣伝促進事業、農地中間管理事業等の事業費を計上しております。なお、令和5年度は自然災害による収量の減少、市場価格の下落など、農業経営体の収入減少のリスクの低減を支援するため、農業経営収入保険料の一部を補助する経費を計上しております。予算書142、143ページ、説明資料は15ページをお願いします。

4目畜産業費につきましては、肉用牛肥育経営安定対策事業、繁殖雌牛導入支援事業、家畜防疫対策事業等の取組に要する経費を計上しております。なお、令和5年度は肉用繁殖経営体のスマート農業を推進し、省力化や生産性向上を進めるためのデジタル機器の運用経費を支援するための経費や、飼料の優良品種導入を支援するための経費を計上しております。

次の5目農地費につきましては、県営事業である基幹農道川棚西部地区の地元負担金や農道等の維持補修に要する経費を計上しております。予算書1

44、145ページをお願いします。

2項林業費につきましては、森林及び既存林道の適正な保全と維持管理、森林組合の事業、林道維持補修並びに緑化推進に要する経費を計上しております。予算書146、147ページをお願いします。

3項水産業費につきましては、大村湾漁協川棚支所が取り組む各種事業への補助のほか、漁港管理に要する経費を計上しております。予算書148、149ページをお願いします。

7款商工費であります。予算額1億4,401万7,000円で、前年度比5,464万3,000円の減であります。

1項1目商工総務費につきましては、職員の人件費、一般的な事務経費のほか、空き店舗活用補助などに要する経費、そして次の2目商工業振興費につきましては、商工業の振興を図るため、中小企業振興資金制度、創業支援振興資金への預託金、町内事業者の経営改善指導や後継者育成支援等を行う商工会への支援に要する経費を計上しております。

3目観光費では、夏まつり等の観光振興事業に要する経費のほか、観光PRやスポーツ合宿補助に要する経費、しおさいの湯利用促進事業に要する経費、観光事業特別会計への繰出金を計上しております。令和5年度は大崎半島における地域住民、観光協会、町、近隣大学等、多様な関係者が連携し、観光地域づくりを推進するための「川棚町観光地づくり実施計画」に基づき、県の「みんなで磨く！観光まちづくり補助金」を活用し、大崎スローライフプロジェクトが実施する観光地づくり事業への支援に要する経費を計上しております。

次の4目観光施設整備基金費は、基金の利子と同額を積立金として計上しております。予算書150、151ページ、説明資料は16ページをお願いいたします。

8款土木費であります。予算額9億7,082万2,000円で、前年度比1億3,455万6,000円の増であります。大きな増加となっておりますが、町道上組西部線歩道設置事業を措置している交通安全対策補助事業や、町道野口線道路改良事業などを措置している地方創生道整備推進交付金事業費の増額が主な要因となっております。

1項1目土木総務費につきましては、職員人件費、一般的な事務経費を計

上しております。

2項道路橋梁費につきましては、町道の維持管理に要する経費及び安全施設整備工事に要する経費を計上しております。道路維持費の主なものにつきましては、説明資料16ページに記載しておりますので、ご確認ください。予算書152、153ページをお願いします。

3目道路新設改良費につきましては、道路新設改良事業費、交通安全対策（通学路緊急対策）事業費及び地方創生道整備推進交付金事業費の主なものにつきまして、説明資料16ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

次の4目橋梁維持費につきましては、橋梁の維持補修に要する経費と、道路橋定期点検業務に要する経費を計上しております。説明資料17ページをお願いします。

次の3項1目河川管理費につきましては、河川維持補修に係る経費を計上しておりますが、令和5年度は川棚川逆流防止扉の設置工事と、普通河川後田川の浚渫工事に要する経費を計上しております。

2目ダム対策費につきましては、職員の人件費、ダム建設に関して長崎県、佐世保市及び地元関係者との協議に要する経費を計上しております。予算書154、155ページをお願いします。

3目海岸保全費につきましては、海岸保全に備えた名目予算を計上しており、次の4目用悪水路費は、西白石地区水路整備工事など、用悪水路の維持補修に要する経費を計上しております。

次の5目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、新谷地区急傾斜地崩壊対策工事のほか、町道若草1号線の防草コンクリート工事に要する経費を計上しております。

次の4項1目港湾管理費については、川棚港の港湾管理に要する経費、2目港湾建設費は説明資料の17ページに掲載しております県営事業に係る負担金をそれぞれ計上しております。

次の5項都市計画費につきましては、都市計画全般の経常的経費のほか、都市計画施設の維持管理に要する経費、下水道事業会計への負担金・補助金並びに出資金に係る必要額を計上しております。予算書156、157ページをお願いします。

6項住宅費につきましては、町営住宅の維持管理に要する経常的経費のほか、引き続き町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化に係る改修工事を行いますので、その改修工事に要する経費などを計上しております。予算書158、159ページ、説明資料は18ページをお願いいたします。

9款消防費であります。予算額2億5,340万2,000円で、前年度比1,047万3,000円の増であります。消防費は、広域常備消防の負担金や非常備消防に要する経費などを計上しております。なお、令和5年度は消防施設整備委託料について、実情の整備人員に見合った算出へ見直しを行っております。なお、消防施設費としての主な整備事業につきましては、説明資料18ページに記載しておりますので、ご確認ください。予算書162、163ページをお願いします。

10款教育費であります。予算額4億2,170万1,000円で、前年度比2,298万1,000円の増であります。

1項1目教育委員会費につきましては、教育委員に係る報酬、会議出席等に要する費用弁償等の所要額、そして次の2目事務局費では、職員人件費のほか、外国語指導助手（ALT）や心の教室相談員の配置、発達障害や不登校等の児童に適切に指導するため、臨床心理士を活用した学校活性化事業などに要する経費を計上しております。なお、令和5年度は、進学等に当たり様々な負担が生じる中学校3年生を養育する世帯の負担軽減を図るため、川棚中学校3年生の給食費の無償化に要する経費を計上しております。このほか、不登校児童が文化やスポーツ体験を通じて社会のつながる良さを体感し、将来的な社会的自立を促すため、県補助金を活用し「確かな一歩」不登校支援事業の実施に要する経費や、小学校の社会科に使用する副読本の更新に要する経費、町民憲章ポスター募集事業の実施に要する経費を計上しております。

次の3目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費は、GIGAスクール整備事業により児童生徒に1人1台の学習用タブレットが整備されましたが、Wi-Fi環境がない準要保護児童・生徒世帯に貸与するWi-Fiルーター通信料や、学校へICT支援員派遣に要する費用を計上しております。予算書164、165ページをお願いします。

2項小学校費であります。1目学校管理費につきましては、学校の運営管

理に要する経費のほか、用務員、校務支援員、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置に要する経費を計上しております。各小学校の主な工事は説明資料19ページに掲載しております。

2目教育振興費につきましては、日本スポーツ振興センターへの掛金、要保護・準要保護児童に対する扶助費等に係る経費を計上しております。

3項中学校費であります。1目学校管理費につきましては、中学校の管理運営に要する経費のほか、用務員、校務支援員、特別支援教育支援員及び学習支援員を配置するための経費を計上しております。予算書166、167ページをお願いします。

2目教育振興費につきましては、日本スポーツ振興センターへの掛金、課外クラブ補助金、要保護・準要保護児童に対する扶助費等に係る経費、中学1年生全員を対象としたイングリッシュキャンプ事業に係る経費などを計上しております。

4項1目社会教育総務費につきましては、地域文化の振興を図るため、総合文化祭の開催や文化公演事業の実施に要する経費、ブックスタート事業、ふれあい教室の開催、文化財保護に要する経費、青少年育成地区活動、二十歳を祝う式典の開催に要する経費を計上しております。予算書168、169ページをお願いします。

2目公民館費につきましては、中央公民館の維持管理に要する経費を計上しているほか、地区公民館の改修補助に要する経費を計上しております。なお、令和5年度は、中央公民館エレベーターの更新工事に要する経費のほか、東白石公民館及び東小串公民館の改修に要する経費を計上しております。

3目公会堂費につきましては、公会堂の維持管理に要する経費を計上しております。

次の5項1目保健体育総務費につきましては、各種スポーツ大会の開催に要する経費や、スポーツ推進委員に要する経費、次世代を担う人材の育成のための事業費、ホッケー競技を推進する事業費などを計上しております。なお、令和5年度は、令和6年度に本町及び佐世保市を会場として開催される北部九州インターハイホッケー競技の市町実行委員会負担金を計上しております。予算書170、171ページをお願いします。

2目教育キャンプ場費及び3目柔剣道場管理費につきましては、各施設の維持管理に要する経費を計上しております。説明資料の20ページをお願いします。

6項学校給食共同調理場費であります。学校給食センターの管理運営に係る経費を計上しております。なお、学校給食センターの主な工事につきましては、説明資料20ページに掲載しております。予算書172、173ページをお願いします。

11款災害復旧費であります。予算額9,007万3,000円で、前年度比8,657万9,000円の増であります。

1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、令和3年8月豪雨による農地8か所、農業施設13か所の復旧工事費を計上しております。

2目林業施設災害復旧費は、名目予算として計上しております。

2項1目公共土木施設災害復旧費は、令和3年8月豪雨及び令和4年9月台風による公共土木施設5か所の復旧工事費について計上しております。予算書174、175ページをお願いします。

12款公債費であります。予算額5億2,424万4,000円で、前年度比2,809万9,000円の減であります。公債費につきましては、町債の元金及び利子の償還金を積算して計上しております。予算書176、177ページをお願いします。

13款諸支出金であります。予算額10万円で名目を計上しております。178、179ページをお願いします。

14款予備費であります。予備費につきましても、例年と同様の金額2,000万円を計上しているものであります。以上で歳出の説明を終わります。

予算書180ページから187ページには、給与費明細書を記載しております。そして、債務負担行為に係る調書を188から189ページ、地方債現在高等に関する調書を190ページに掲載しております。191ページには地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当額を一覧としてお付けしております。これらの表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上が、令和5年度一般会計予算の概要でございます。説明を終わります。

(1 0 : 5 7)

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 5 7)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 0)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** 次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」についてご説明をいたします。予算書は193ページからであります。

令和5年度の予算につきましては、厚生労働省等から示されました予算編成方針等に基づいて試算・予算計上をしております。

第1条の規定は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,000万円と定めるものであります。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。

第2条の規定は、一時借入金について、最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条の規定は、歳出予算の流用について定めているものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたしますので、197ページをお開きください。

歳入ですが、前年度と比較しまして、歳入合計で7,000万円減少としております。要因としましては、歳出2款の保険給付費の減少に伴いまして県支出金の減少見込みが主なものであります。国民健康保険税と県支出金で全体の92.3パーセントを占めておりますが、国民健康保険税につきましては前年度程度と見込んでおります。

次のページ、歳出であります。2款保険給付費の予算額は14億2,806万6,000円で、全体の76.8パーセントを占めております。被保険者数が減少傾向にありまして、特に前期高齢者が減少に転じております。このようなことから、前年度より6,000万円程度の減額を見込んでおり

ます。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、県の広域化に伴う事業費納付金であります。3 億 8, 9 8 5 万 8, 0 0 0 円が示されておる額であり、全体の 2 1 パーセントを占めております。

予算書 2 4 2 ページには給与費明細書を記載しておりますが、説明については省略をさせていただきます。

それでは、さらに詳細について歳入からご説明いたしますので、予算書の 2 0 0 ページをお開きください。なお、昨日お配りしました説明書に沿って説明をいたします。ここからは着座にて説明をさせていただきます。

歳入 1 款国民健康保険税 2 億 6, 8 7 3 万 3, 0 0 0 円、前年度比 8 2 万 5, 0 0 0 円の減となっております。一般被保険者の現年度分、過年度分、滞納繰越分に係る保険税を計上しております。現年度分の当初予算の年度別比較表を付けておりますので、令和 3 年度から 5 年度の比較表ということで、後ほどご覧いただきたいと思います。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、こちらにつきましては、退職被保険者の滞納繰越分に係る保険税を計上しております。予算書の 2 0 4 ページから 2 0 5 ページをお開きください。

使用料及び手数料 1 3 万 1, 0 0 0 円で前年度同額を計上しております。

1 目総務手数料、2 目督促手数料は、実績額から見込み計上をしております。予算書 2 0 6 ページから 2 0 7 ページをお開きください。

3 款国庫支出金 1, 0 0 0 円。こちらは 1 目の災害等臨時特例補助金、こちらのみ名目計上しております。

2 目の社会保障税番号制度システム整備事業費補助金については廃目といたしております。資料の 2 ページを開きください。予算書は 2 0 8 ページからになります。

4 款県支出金です。1 4 億 4, 8 7 9 万円で前年度比 6, 0 6 9 万 9, 0 0 0 円の減少となっております。

1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金は、歳出の 2 款保険給付費における出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金を除く保険給付費支出見込額と同額を計上しております。

2 節特別交付金は、国民健康保険者努力支援金、国の特別調整交付金、県

の特別調整交付金、特定健康診査等の負担金を県の試算等に基づいて計上をしております。

2項財政安定化基金交付金1,000円は、前年度同額を名目計上をしております。予算書の210ページから211ページをお開きください。

5款財産収入3万1,000円、前年度比1,000円の減少です。

1項財産運用収入3万1,000円、1目利子及び配当金は、積立金の利子について計上しております。歳出の6款基金積立金、1項1目積立金に対応するものであります。予算書212ページ、213ページをお開きください。

6款繰入金1億2,709万4,000円、前年度比589万6,000円の減となっております。

1目一般会計繰入金は、一般会計歳出3款民生費、1項1目社会福祉総務費の国民健康保険基盤安定費及び国民健康保険事業費に対応しているものであります。繰入金に関する国・県の負担率等につきましては、下のほうに記載をしておりますので、後ほどご参照ください。予算書214ページから215ページをお開きください。

7款繰越金1,421万3,000円、前年度比252万5,000円の減。

1項1目その他繰越金は、前年度繰越金として歳入歳出の見合いにより計上をしております。予算書の216ページからになります。

8款諸収入100万7,000円、前年度比5万3,000円の減少。

1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者等延滞金は、近年の実績により計上しております。

3目一般被保険者加算金から4目過料については、前年度同額を名目計上しております。退職被保険者等加算金は廃目しております。

2項預金利子1,000円は、前年度と同額を名目計上しております。

3項雑入5万3,000円、前年度比2,000円の減少です。

1目滞納処分費から4目雑入まで名目計上をしております。退職被保険者等第三者納付金、退職被保険者等返納金は廃目しております。続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。予算書は220ページからになります。

1 款総務費 8 0 5 万 6 , 0 0 0 円、前年度比 1 9 5 万 5 , 0 0 0 円の減です。

1 項総務管理費、1 目一般管理費は、納税通知書等の事務経費を計上しております。

2 目連合会負担金は、第三者行為求償事務共同処理手数料、国保連合会への負担金等を計上しております。

2 項徴税费 5 8 万 9 , 0 0 0 円で前年度比 2 万 3 , 0 0 0 円の減としております。

1 目の賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。口座振替手数料等が主なものであります。

2 目の収納特別対策事業費は、収納率向上対策研修会の旅費、収納対策に係る経費を計上しております。

3 項運営協議会費、1 5 万 4 , 0 0 0 円で前年度同額を計上しております。

1 目運営協議会費は、国民健康保険運営協議会に係る経費を計上しております。予算書 2 2 2 ページになります。

4 項医療費適正化特別対策事業費 1 4 7 万 2 , 0 0 0 円、前年度比 1 万 8 , 0 0 0 円の増です。

1 目医療費適正化特別対策事業費は、医療費通知、ジェネリック医薬品の使用勧奨通知などに係る医療費の適正化を推進するための経費を計上しております。予算書の 2 2 4 ページからをお開きください。

2 款保険給付費 1 4 億 2 , 8 0 6 万 6 , 0 0 0 円、前年度比 5 , 9 8 6 万 5 , 0 0 0 円の減少見込みとしております。過去の実績及び被保険者数の動向等を踏まえ算定をしております。1 項が療養諸費、2 項高額療養費、3 項移送費、4 項出産育児諸費、5 項葬祭費、6 項傷病手当ということで、それぞれの項目に係る費用を計上しております。予算書 2 2 8 ページから 2 2 9 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金です。3 億 8 , 9 8 5 万 8 , 0 0 0 円、前年度比 3 8 7 万 6 , 0 0 0 円の減としております。県に対する納付金でありまして、県から示されておる納付額を計上しております。

内訳としまして、1 項医療給付費分が 2 億 7 , 8 8 8 万 8 , 0 0 0 円、

2項後期高齢者支援金等分が8,616万1,000円、3項介護納付金分が2,480万9,000円となっております。続きまして、予算書の230ページをお開きください。

4款財政安定化基金拠出金です。こちら前年度同額の1,000円を名目予算計上しております。続きまして予算書232ページからになります。

5款保健事業費3,102万9,000円、前年度比181万9,000円の増としております。

1項保健事業費983万5,000円、前年度比16万4,000円の増ですが、1目疾病予防費は、脳ドックや各種がん検診の疾病予防や糖尿病性腎症重症化予防事業に係る管理栄養士等の人件費を計上しております。

2目のあんま、はり、きゅう施術費は、あんま、はり、きゅうの施術に対する補助金を計上しております。

2項特定健康診査等事業費2,119万4,000円、前年度比165万5,000円の増となっております。

1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査に係る保健指導に伴う在宅保健師の人件費、受診券の発送に係る通信運搬費、特定健診委託料のほか、第3期データヘルス計画策定委託料を計上しております。予算書234ページ、235ページをお開きください。

6款基金積立金3万1,000円、前年度比1,000円の減としております。積立金は基金利子見込額を計上しております。説明資料の6ページをお願いします。予算書は236ページからになります。

7款公債費につきましては、今年度予算計上しておりませんで、利子については廃目としております。238ページから239ページをお開きください。

8款諸支出金です。110万4,000円、前年度比9万7,000円の増となっております。

1項償還金及び還付加算金110万2,000円、前年度比9万8,000円の増となっております。

1目一般被保険者保険税還付金は、過年度の保険税の還付が生じた場合の還付金を計上しております。

2目保険給付費等交付金償還金は、県からの保険給付費等交付金の前年度

精算返還金分を名目計上しております。

3目償還金を名目計上しております。

退職被保険者等保険税還付金は廃目しております。

2繰出金2,000円、前年度同額を計上をしております。予算書240ページから241ページをお開きください。

9款予備費185万5,000円、前年度比621万8,000円の減としております。予備費につきましては、歳入と歳出の見合いにより計上をしております。以上で説明を終わります。

(11:26)

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 はい。「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明をいたします。予算書の245ページからになります。

第1条の規定は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,787万8,000円と定めるものであります。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。なお、令和5年度後期高齢者医療特別会計につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合の試算、資料を基に予算の編成をいたしております。

それでは、事項別明細書を用いて説明いたしますので、予算書の249ページをお開きください。

歳入予算ですが、1款の後期高齢者医療保険料が全体の68.9パーセントを占めております。また、繰入金は予算総額の27.7パーセントを占めておりまして、2つの款で予算全体をほぼ占めることとなっております。前年度と比較しまして、歳入合計で346万5,000円増加しております。

次のページの歳出ですが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、納付いただいた保険料に一般会計から繰り入れた町分担金並びに保険基盤安定負担金を合わせた、2億946万8,000円で、歳出合計の96.2パーセントを占めております。

それでは、詳細について歳入から説明いたしますので、予算書252ページをお開きください。なお、昨日お配りしました資料に沿って説明をいたし

ます。ここからは着座にて説明させていただきます。予算書252ページ、253ページになります。

1款後期高齢者医療保険料1億4,998万8,000円、前年度比96万5,000円の増となっております。広域連合の試算による保険料を計上しております。過去3か年分の比較表を付けておりますので、後ほどご一読いただきたいと思います。予算書254ページから255ページになります。

使用料及び手数料1万1,000円、前年度同額の1万1,000円を計上しております。

1項1目証明手数料並びに2目督促手数料は前年度同額を名目計上しております。予算書の256ページから257ページをお開きください。

3款の国庫支出金ですが、後期高齢者医療制度円滑化運営事業補助金は廃目しております。258ページから259ページお開きください。

4款の繰入金6,038万1,000円、前年度比120万5,000円の増となっております。

1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、広域連合の試算により計上をしております。予算書260ページから261ページをお開きください。

5款繰越金、前年度同額の1,000円を名目計上しております。予算書の262ページ、263ページをお開きください。

6款諸収入です。748万3,000円、前年度比128万2,000円の増としております。

1項1目延滞金は、前年度同額を名目計上しております。

2項1目保険料還付金、2目還付加算金は、広域連合の試算により計上しております。

3項雑入717万9,000円、前年度比128万円の増となっております。

1目の滞納処分費は名目計上です。

2目雑入は、広域連合が負担する健康診査事業費分を計上しております。

続きまして歳出の説明をいたします。予算書は264ページから265ページになります。

1 款総務費 8 0 9 万円、前年度比 1 0 1 万 5, 0 0 0 円の増となっております。

1 項総務管理費 8 0 4 万 1, 0 0 0 円で前年度比 1 0 1 万 5, 0 0 0 円の増となっております。

1 目の一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務費、健康診査事業の委託料等を計上しております。

2 項徴収費 4 万 9, 0 0 0 円、前年度同額を計上しております。

1 目の徴収費は、後期高齢者保険料徴収に係る口座振替手数料、年金からの特別徴収に係る徴収経由基幹業務システム分担金を計上しております。

続きまして、予算書 2 6 6 ページから 2 6 7 ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 9 4 6 万 8, 0 0 0 円、前年度比 2 4 3 万 6, 0 0 0 円の増額を計上しております。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算により計上しております。内訳につきましては、後期高齢者医療保険料 1 億 4, 9 9 8 万 8, 0 0 0 円、事務費負担金が 8 0 6 万 1, 0 0 0 円、保険基盤安定負担金が 5, 1 4 1 万 9, 0 0 0 円となっております。予算書 2 6 8 ページから 2 6 9 ページお願いします。

3 款諸支出金 3 0 万 4, 0 0 0 円、前年度比 3, 0 0 0 円の増となっております。

1 項償還金及び還付加算金 3 0 万 3, 0 0 0 円、前年度比 3, 0 0 0 円の増となっております。

1 目保険料還付金は、広域連合の試算による賦課見込額に 0. 2 パーセント乗じた額を計上しております。

2 項繰出金 1, 0 0 0 円、前年度同額を計上しております。前年度一般会計繰入金の精算に伴う科目となります。名目計上としております。予算書 2 7 0 ページから 2 7 1 ページをお願いします。

4 款予備費 1 万 6, 0 0 0 円、前年度 1 万 1, 0 0 0 円の増。

1 項予備費 1 万 6, 0 0 0 円につきましては、歳入歳出の見合いにより計上しております。

巻末の 3 ページ目につきましては、後期高齢者医療制度に係る一般会計、特別会計の予算の流れ図を示しておりますので、後ほどご参照いただければ

と思います。以上で説明を終わります。

議 長 課長、予算書の260ページの繰越金と説明資料の1ページ繰越金の数字が違うのかな。1,000円と1万5,000円になっている。

健康推進課長 失礼いたしました。歳入5款の繰越金でございますが、本年度予算1万5,000円となっております。資料を1,000円と記載しておりますが、1万5,000円の誤りでありますので、資料1ページの下から2項目目5款繰越金、これにつきましては資料の数字を1万5,000円に訂正をお願いいたします。で、前年度同額ではなく、前年度比1万4,000円の増額というふうになります。失礼いたしました。

(11:35)

議 長 それでは引き続き、次に介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。長寿支援課長。

長寿支援課長 それでは、議案第20号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。予算書は273ページからとなっております。

第1条の規定は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,000万円と定めるものです。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。

続きまして、事項別明細書でご説明いたしますので、予算書の277ページをお開きください。

歳入ですが、前年度と比較して歳入合計で3,000万円減少しております。構成としましては、保険料や保険給付費、地域支援事業費に係る国、支払基金、県・町の負担金が主なものとなっております。

次のページの歳出になりますが、2款保険給付費が13億3,500万円で、4款地域支援事業等費が9,691万2,000円となっており、この2つの款で歳出の98.1パーセントを占める割合となっております。

予算書の324ページからは給与費明細書を、328ページには債務負担行為に関する調書を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

それでは、詳細について歳入からご説明いたします。予算書の280ページをお開きください。なお、昨日お配りしました「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算説明書」に沿ってご説明いたします。ここからは、着座にて説明させていただきます。

歳入の1款保険料2億8,230万1,000円、前年度と同額となっております。

1項1目第1号被保険者保険料は、高齢者人口、近年の実績等を勘案して保険料収入見込額を計上しております。予算書の282ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料3万円、前年度同額。

1項1目督促手数料として前年度同額を計上しております。予算書の284ページからになります。

3款国庫支出金3億5,420万4,000円、前年度比1万2,000円の増加。

1項1目介護給付費負担金は、標準給付費を定められた割合で計上しております。

2項1目調整交付金は、標準給付費の6パーセントで計上をしております。

2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の20パーセントのほか、記載のとおりそれぞれ定められた割合で計上しております。予算書の286ページになります。

3目保険者機能強化推進交付金及び4目の介護保険者努力支援交付金は、令和4年度の内示額を参考に計上をしております。資料の2ページ目をお願いいたします。予算書は288ページからになります。

4款支払基金交付金3億7,378万6,000円、前年度比8万9,000円の増となっております。

1項1目介護給付費交付金は、標準給付費に対して第2号被保険者保険料に係る交付率27パーセントで計上をしております。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業・日常生活支援総合事業費に係る交付率27パーセントで計上をしております。予算書の290ページをお願いいたします。

5 款県支出金 2 億 3 9 4 万 9, 0 0 0 円、前年度比 3, 4 2 0 万 6, 0 0 0 円の減となっております。

1 項 1 目介護給付費負担金は、標準給付費を定められた割合で計上しております。

2 項 1 目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の 1 2. 5 パーセントのほか、記載のとおりそれぞれを定められた割合で計上しております。予算書の 2 9 2 ページになります。

2 目介護保険低所得者対策事業費補助金は、対象事業費の補助率 4 分の 3 を計上しております。

2 目の下に記載をしております、地域医療介護総合確保基金事業補助金は、令和 4 年度において認知症高齢者グループホームの増設に係る補助金を計上しておりましたが、令和 5 年度におきましては計画がございませんので、廃目としております。このことが前年度と比較しますと減少の主な原因となっております。予算書の 2 9 4 ページになります。

6 款財産収入 4 万 5, 0 0 0 円、前年度同額。

1 項 1 目利子及び配当金は、介護保険給付費基金利子として全額を積み立てるものです。予算書の 2 9 6 ページをお願いいたします。

7 款寄附金 1, 0 0 0 円、前年度同額。

1 項 1 目寄附金は、一般寄附金として前年度同額を名目計上しております。予算書の 2 9 8 ページをお願いいたします。

8 款繰入金 2 億 4, 0 9 2 万 8, 0 0 0 円、前年度比 3 9 6 万 7, 0 0 0 円の増加。

1 項 1 目介護給付費繰入金は、標準給付費の 1 2. 5 パーセントを定められた割合で計上しております。

2 目地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の 1 2. 5 パーセントのほか、記載のとおりそれぞれを定められた割合で計上しております。

3 目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料の低所得者軽減制度に対する公費負担分を計上しております。

4 目その他一般会計繰入金は、介護保険事務費指定介護予防支援事業費等に要する経費をそれぞれ計上しております。

2項1目介護給付費基金繰入金は、財源不足を補うため不足見込み相当額を計上しております。予算書の300ページをお願いいたします。

9款繰越金3,000円、前年度同額。

1項1目繰越金は、繰越金として介護給付費分、地域支援事業費分、事務費等分をそれぞれ名目計上しております。予算書の302ページをお願いいたします。

10款諸収入475万3,000円、前年度比13万8,000円の増加。

1項1目延滞金、加算金及び過料及び2目雑入は、それぞれ名目計上しております。

2項1目介護予防サービス費収入は、要支援者に係るサービス計画費収入を計上しております。

続きまして、歳出に移ります。予算書の304ページをお願いいたします。

1款総務費2,473万2,000円、前年度比2,880万円の減少。

1項1目総務管理費は、介護保険業務に係る事務経費で、一般管理費と電算システム費を計上しております。今年度は第9期介護保険事業計画の策定年度となっているため、策定に係る委託料を計上しております。なお、減少の主な要因は、認知症高齢者グループホームの増設に係る補助金がなくなったことによるものであります。

2目徴収費は、第1号被保険者の保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。資料の4ページをお願いいたします。

3目認定事業費は、介護認定審査会、認定調査員に要する経費を計上しております。予算書の306ページから311ページになります。

2款保険給付費13億3,500万円、前年度比100万円の増。

1項介護給付費の総額は、国・県等の負担金、交付金算出の標準給付費にあたるもので、歳出予算の91.5パーセントを占めております。近年の給付費の伸び率及び実績等を勘案して計上しております。

1目介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた受給者が受けるサービスに係る給付費を計上しております。主なサービスの給付費は、ここに記載をしております、1番居宅介護サービス給付費から10番の特例居

宅介護サービス計画給付費に分類されます。

2目介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の認定を受けた受給者が受けるサービスに係る給付費を計上しております。主なサービス給付費は、ここに記載しております、1番介護予防サービス給付費から8番の特例介護予防サービス計画給付費に分類されます。予算書の308ページになります。

3目その他諸費は、介護給付費に係る審査手数料を、4目は高額介護サービス等費を、5目は高額医療合算介護サービス等費を、6目は特定入所者介護サービス等費を計上しております。予算書の312ページをお願いいたします。

3款財政安定化基金拠出金1,000円、前年度同額。

1項1目財政安定化基金拠出金は、前年度同額を名目計上しております。予算書の314ページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費9,691万2,000円、前年度比7万2,000円の増。

1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費は、制度改正により平成28年10月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業に係る経費を計上しております。

2目包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営に係る事業費並びに任意事業として高齢者及び高齢者家族に対する各種支援事業に係る経費を計上しております。減少の主な要因は、第9期介護保険事業計画策定に伴う、高齢者生活実態調査を前年度に実施、その実態調査が終了したため、委託料を減額したことによるものです。予算書の316ページをお願いいたします。

2項1目保健福祉事業費は、社会福祉協議会に委託しております配食サービス事業に係る委託料が主なものとなっております。

3項1目指定介護予防支援事業費は、指定介護予防支援事業所としての活動経費を計上しており、主な財源は、歳入10款の諸収入、2項1目介護予防サービス費収入であります。介護予防支援専門員の会計年度任用職員の人件費、介護予防ケアプランの事業所への委託料等を計上しております。増加の主な要因は、会計年度任用職員の増員に係る人件費となっております。予算書318ページをお願いいたします。

5 款基金積立金 4 万 6, 0 0 0 円、前年度同額。

1 項 1 目介護給付費基金積立金は、基金から生じた利子を全額積み立てることとして計上しております。予算書の 3 2 0 ページをお願いいたします。

6 款諸支出金 6 万 6, 0 0 0 円、前年度同額。

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金、2 目償還金、3 目第 1 号被保険者還付加算金のいずれの目も前年度と同額を名目計上しております。

2 項 1 目一般会計繰出金は、負担金等前年度精算に伴う一般会計への返還分を名目計上しております。予算書の 3 2 2 ページをお願いいたします。

7 款予備費 3 2 4 万 3, 0 0 0 円、前年度比 2 2 7 万 2, 0 0 0 円の減。

1 項 1 目予備費は、歳入と歳出の見合いにより計上しております。

次に、資料の最後のページになりますけれども、「介護保険事業特別会計予算総括表」をご覧ください。この表は令和 5 年度予算を総括的にまとめたもので、上段に歳入を、下段に歳出を記載をしております。それぞれの歳出がどのような歳入によって賄われているのかを示しております。右側の上段については、国、支払基金、県、町への負担割合を示しております。後ほどご参照ください。以上で、令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計予算について説明を終わります。

(1 1 : 5 5)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 議案第 2 1 号「令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」についてご説明をいたします。予算書の 3 2 9 ページをお開きください。

条文の第 1 条第 1 項で、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8, 6 9 0 万 1, 0 0 0 円と定め、第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるとしております。

また、第2条では、地方債に関するもので、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によると定めているものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたしますので、333ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書であります。歳入では対前年度と比較して、歳入合計で1億8,890万1,000円増加しており、歳入予算全体の60.8パーセントを3款町債が占めております。次のページをお開きください。

歳出では、歳出予算全体の93.6パーセントを1款観光施設事業費が、6.1パーセントを2款公債費が占めております。

それでは、歳入から説明をいたしますので、次のページをお開きください。なお、本日配付しました資料に沿って説明をいたします。ここからは着座にて説明をさせていただきます。336ページ、337ページ、歳入についてであります。

1款繰入金、1項繰入金5,237万6,000円、前年度比1,509万9,000円の減となっております。

1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を計上をしております。次、338、339ページでございます。

2款諸収入6,012万5,000円、前年度比2,960万円の増加となっております。

1項貸付金収入2,000万円、前年度と同額であります。

1目指定管理者貸付金収入は、川棚町大崎保養・宿泊施設運転資金貸付元金として2,000万円を計上しておるところであります。

2項雑入4,012万5,000円、前年度比2,960万円の増であります。

1目雑入は、観光事業収入として1,012万5,000円を見込み計上及び観光施設事業の改良費において実施する交流広場の人工芝改修工事に係るスポーツ振興くじ助成金3,000万円を計上しているところであり、340、341ページになります。

3 款町債、1 項観光施設事業費 1 億 7, 4 4 0 万円、前年度比 1 億 7, 4 4 0 万円の増となっております。

1 目観光施設事業債は、このあと説明します歳出の観光施設事業費の改良費におきまして、交流広場の人工芝改修工事を予定しており、改修工事に要する全体費用から 2 款 2 項雑入、スポーツ振興くじ助成金を差し引いた額を計上しているところであります。予算書の 3 3 2 ページをお開きください。

「第 2 表 地方債」であります。観光施設整備事業の限度額 1 億 7, 4 4 0 万円と定めたものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、読み上げを省略させていただきます。続きまして、歳出についてであります。3 4 2 ページ、3 4 3 ページをお開きください。

1 款観光施設事業費、1 項観光施設事業費 2 億 6, 8 4 7 万 2, 0 0 0 円、前年度比 1 億 8, 8 7 8 万 6, 0 0 0 円の増となっております。

1 目管理費は、大崎公園、くじゃく荘、大崎温泉の管理運営に係る一般的な経費として 5, 7 9 2 万 5, 0 0 0 円を計上しております。主なものは、大崎公園につきましては、1 2 節委託料において大崎自然公園指定管理料、大崎温泉につきましては、使用料及び賃借料においてしおさいの湯のフロントシステム及びカラー複合機更新によるリース料、くじゃく荘につきましては、委託料において建設設備に係る防火施設定期報告書作成業務に要する経費を計上しておるところであります。また、2 0 節貸付金につきましては、一般社団法人川棚町観光協会の運転資金として貸付けに要する費用を計上しております。

2 目改良費は、大崎公園、くじゃく荘、大崎温泉の改修・整備に要する経費として 2 億 1, 0 5 4 万 7, 0 0 0 円を計上しております。1 0 節需用費、1 2 節委託料、1 4 節工事請負費及び 1 5 節原材料につきましては、下表に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。続きまして、3 4 4 ページ、3 4 5 ページをお開きください。

2 款公債費、1 項公債費 1, 7 4 3 万 7, 0 0 0 円、前年度比 2 万 6, 0 0 0 円の減であります。

1 目元金は、大崎温泉における元金の償還分として 1, 7 3 9 万円を計上しております。

2 目利子は、大崎温泉における借入れに対する利子分として 4 万 6, 0 0

0円を計上しております。

3目公債諸費につきましては、役務費を名目で計上しているところであり
ます。続きまして、346、347ページをお開きください。

3款予備費、1項予備費99万2,000円、前年度比14万1,000
円の増となっております。

1目予備費は、99万2,000円を見込み計上をしているところであり
ます。続きまして、348ページをお開きください。

このページにつきましては、川棚町大崎自然公園指定管理委託業務の債務
負担行為に係る支出予定額等に関する調書であります。説明は省略をさせ
ていただきます。349ページをお開きください。

このページは、起債の現在高見込みに関する調書となっております。しお
さいの湯の起債償還であり、令和6年度が最終年度となっているところであ
ります。以上で、令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算について説明
を終わります。

(13:11)

議 長 次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道
課長。

水 道 課 長 はい。それでは、議案第22号「令和5年度川棚町下水道事
業会計予算」についてご説明いたします。予算書につきましては、水色の冊
子の1つ前、表題の「令和5年度川棚町下水道事業会計予算書」でございま
す。それでは、1ページ目をお開きください。

第1条には、下水道事業会計の予算は次に定めるところによるとしており
ます。

第2条は、業務の予定量を規定しており、排水戸数、年間総排水量、一日
平均排水量、主な建設改良事業を定めております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を4億
3,959万4,000円、支出総額を4億3,959万4,000円と定
めているところでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を3億
4,405万9,000円、支出総額を4億9,579万円と定め、資本的
収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,173万1,000円

は、過年度分損益勘定留保資金 9, 384 万 8, 000 円、当年度分消費税資本的収支調整額 1, 711 万 7, 000 円、当年度分損益勘定留保資金 4, 076 万 6, 000 円で補填する予定としております。2 ページをお開きください。

第 5 条は、債務負担行為に関する規定であり、川棚浄化センター電気設備更新及び耐震補強工事において、令和 6 年度までの期間で限度額を 2 億 2, 400 万円と定めております。

第 6 条は、企業債に関する規定であり、借入の限度額を 7, 350 万円と定めております。

第 7 条は、一時借入金に関する規定であり、借入れの限度額を 2 億円と定めております。

第 8 条は、各項間の流用について定めており、営業費用と営業外費用間の流用ができることとしております。

第 9 条は、予算の流用に係る議会の議決事項に関する規定であり、職員給与費 3, 570 万 5, 000 円と定めております。

第 10 条は、他会計からの補助金に関する規定であり、一般会計から補助を受ける金額は 4, 209 万 3, 000 円と定めております。

それでは、主な内容につきましては、実施計画明細書にて説明いたします。ここからは着座にて説明させていただきます。それでは 6 ページをお開きください。収益的収入及び支出について、収入から説明いたします。

1 款下水道事業収益は、4 億 3, 959 万 4, 000 円、前年度比 772 万 7, 000 円の減となっております。

1 項 1 目下水道使用料は、令和 4 年度の実績から若干の減額を見込み、1 億 3, 409 万 5, 000 円を見込み計上いたしております。

2 目他会計負担金は、基準内の繰入金であり、雨水減価償却費分、雨水に係る施設の維持管理費分及び児童手当に要する経費を計上しております。

3 目その他の営業収益は、督促手数料及び排水設備に係る手数料等を見込み計上いたしております。

2 項 1 目受取利息及び配当金は、普通預金の預金利息であり、名目計上いたしております。

2 目他会計補助金は、基準外の繰入金であり、汚水減価償却費補助金を計

上いたしております。

3目他会計負担金は、基準内の繰入金であり、分流式下水道等の減価償却費及び各種借入金の利子分を計上いたしております。

4目長期前受金戻入は、補助金等の財源によって取得した資産の減価償却費相当額を収益化するという会計制度に基づき計上するものであり、見込み計上しております。

5目消費税及び地方消費税還付金は、仮受消費税額と仮払消費税額の状況により生じることとなりますが、令和5年度につきましては、消費税の還付は発生しない見込みであります。

6目雑収益は、延滞金などを見込み、前年同額を計上しております。続きまして、7ページの支出でございます。

1款下水道事業費用は、4億3,959万4,000円、前年度比772万7,000円の減となっております。

1項1目管渠費は、マンホール、マンホールポンプ、管渠等の維持管理に要する経費を計上しております。主なものは、マンホール等の修繕費、マンホールポンプ維持管理等の委託料、管渠補修等の工事請負費、電気料等の動力費など経費を見込み計上しております。

2目ポンプ場費は、下組ポンプ場の維持管理費に要する経費を見込み計上いたしております。

3目処理場費は、川棚浄化センターの維持管理費に要する費用であり、主なものは、電気・機械器具等整備の修繕費、8ページにいきまして、浄化センターの維持管理業務や水質検査業務の委託料、電気料金等の動力費、薬品等の材料費などを見込み計上いたしております。

4目総係費は、下水道事業全般の経常的な経費を計上しております。主なものは、職員2名分の人件費、旅費、口座振替等の手数料、会計システム等保守料の委託料などとなっております。9ページでございます。

5目減価償却費は、建物や管路など有形固定資産と無形固定資産の減価償却費を計上しております。

6目資産減耗費は、固定資産除却費を名目計上しております。

2項1目支払利息は、企業債に係る利息を計上しております。

3目雑支出は名目計上しております。

4項1目予備費は、前年度と同額を名目計上しております。続きまして10ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。まず収入からでございます。

1款資本的収入は、3億4,405万9,000円、前年度比1億1,677万3,000円の増となっております。

1項1目建設改良企業債は、公共下水道事業債として7,350万円の借入れを予定し計上しております。

2項1目国庫補助金は、下水道工事請負費、計画策定等に伴う交付金を予定計上しております。

3項1目他会計負担金は、基準内繰入である児童手当に要する経費を計上しております。

2目受益者負担金及び分担金は、受益者負担金として見込み計上しております。

4項1目他会計出資金は、基準内繰入である雨水処理負担金及び各種の借入金の元金を計上しております。また、基準外繰入として、建設改良費不足分及び企業債元金不足分を計上しております。続きまして、11ページでございます。支出でございます。

1款資本的支出は、4億9,579万円、前年度比1億1,669万3,000円の増となっております。

1項1目下水道建設改良費は、建設改良に係る経常的な経費及び委託料、工事請負費等で、主なものは職員3名の人件費、雨水関係の事業計画変更業務等に係る委託料及び管渠整備に係る工事請負費などを計上しております。

2項1目企業債償還金は、企業債の償還元金を計上しております。

3項1目予備費は、前年度と同額を名目計上しております。続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

令和5年度の予定損益計算書でございますが、1営業収益と3営業外収益から2営業費用と4営業外費用を差し引いた経常損失は、221万2,000円となる見込みです。特別利益及び特別損失はございませんので、経常損失がそのまま当年度純損失となり、令和4年度予算ベースでの前年度繰越欠損金3,219万3,209円を加えた当年度未処理欠損金は3,440万

5, 209円となる見込みです。昨年度に引き続き、未処理欠損金を計上することとなりますが、今後も積極的な未接続の家屋に対する接続のお願いなどを行い、下水道水洗化率の向上と使用料の増収、徴収率の向上に努めるとともに、事務・事業の効率化となお一層の経費節減に努めてまいります。

なお、4ページ、5ページには実施計画書、12ページ、13ページにはキャッシュフロー計算書、14ページ、15ページには給与費明細書、18ページ、19ページには予定貸借対照表、20ページから23ページには前年度の予定損益計算書と予定貸借対照表、24ページには下水道事業会計予算に関する注記を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

(13:25)

議 長 次に、水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」についてご説明いたします。

予算書につきましては水色の冊子で、表題の「令和5年度川棚町水道事業会計予算書」でございます。それでは1ページをお開きください。

第1条には、水道事業会計の予算は、次に定めるところによるしております。

第2条は、業務の予定量を規定しており、給水戸数、年間給水量、一日平均給水量、主要な建設改良事業を定めております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を3億5,916万6,000円、支出総額を3億7,754万5,000円と定めているところでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を規定しており、収入総額を200万円、支出総額を1億855万円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億655万円は、過年度分損益勘定留保資金7,250万9,000円、当年度分消費税資本的収支調整額313万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,090万5,000円で補填する予定としております。2ページをお開きください。

第5条は、一時借入金に関する規定であり、借入の限度額を3,000万円と定めております。

第6条は、流用の議決事項に関する規定であり、職員給与費は4,682万4,000円及び交際費は5万円と定めております。

第7条は、たな卸資産の購入限度額に関する規定であり、購入限度額を500万円と定めているところであります。

それでは、主な内容につきましては、実施計画明細書にて説明をいたします。ここからは着座にて説明をさせていただきます。それでは、予算書の6ページをお開きください。収益的収入及び支出について、収入からご説明いたします。

1款水道事業収益は、3億5,916万6,000円、前年度比1,092万3,000円の増となっております。

1項1目給水収益は、使用水量において令和4年度の決算見込みにて全般的に減少しますが、水道料金につきましては、平成21年度から減額していた企業の経営が持ち直したことから、令和4年度を持って減免を廃止する予定としており、前年度より1,399万1,000円増額した3億2,901万1,000円を見込み計上いたしております。

2目受託工事収益は、前年度の実績にて見込み計上をいたしております。

3目加入金は、前年度と同額を計上いたしております。

4目その他営業収益は、前年度の実績及び道路改良工事等に伴う水道管移設工事の負担金を見込み計上しております。

2項1目受取利息は、前年度と同額を計上いたしております。

2目雑収益は、前年度の実績を基に減額計上いたしております。

3目他会計負担金は、職員の児童手当について一般会計より繰入れを見込み計上いたしております。

4目消費税及び地方消費税還付金は、令和5年度当初予算計上分を執行した場合の仮受消費税額に対して、仮払消費税の支払額が少なくなる見込みであることから、消費税の還付金は発生しないと見込んでおります。

5目長期前受金戻入は、平成26年度から計上することとなったもので、財源別に、工事負担金、受贈財産評価額、国庫補助金として繰延収益に計上しておりますが、減価償却費相当額を営業外収益の長期前受戻入れとして順

次収益化していくこととなっていることから見込み計上しております。7ページの支出でございます。

1款水道事業費は3億7,754万5,000円、前年度比2,216万9,000円の増となっております。

1項1目原水費は、原水を取水するために必要な経費を計上しております。主なものは、取水ポンプ等の修繕費、取水施設改修工事などの経費を見込み計上しております。

2目浄水費は、原水を浄化するために必要な経費を計上しております。主なものは、浄水場運転管理業務や電気計装、機械設備点検業務などの委託料、水質検査などの手数料、機械設備などの修繕費、滅菌剤や凝集剤の薬品費などの経費を見込み計上しております。8ページをお開きください。

3目配水及び給水費は、配水業務や給水業務に必要な経費を計上しております。主なものは、テレメータや光回線通信などの通信運搬費、量水器取替業務や配水地等除草作業の委託料、ポンプなどの修繕費、電気料の動力費、工事請負費として、町道小串北部線配水枝管布設替工事や、町道上組野口線配水枝管布設替工事、町道小串新谷1号線舗装復旧工事などを見込み計上しております。

4目受託工事費は、給水契約者などからの依頼で直営で行う工事に必要な経費を見込み計上しております。9ページをご覧ください。

5目総係費は、水道事業全般の経常経費などの経費を計上しております。主なものは、職員6名分の人件費、検針業務や健康診断に係る委託料、会計システム等保守料や口座振替等の手数料、事務所等の賃借料、10ページにいきまして、自動車、建物等の保険料などを見込み計上しております。

6目減価償却費は、建物などの有形固定資産の減価償却費の経費を見込み計上しております。

7目資産減耗費は、配水管布設替に係る除却費及びたな卸資産減耗費を見込み計上しております。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、14件の企業債利息について見込み計上しております。

2目消費税は、借受消費税と仮払消費税との関係から、本年度は納付消費税を見込み計上しております。

雑支出は名目計上しております。11ページをご覧ください。資本的収入及び支出について。収入からでございます。

1款資本的収入は、前年同額の200万円を計上しております。

1項1目の建設改良企業債は、今年度の企業債の借入は予定しておりません。

2項1目の工事負担金は、道路工事等に伴う水道管移設工事に係る他会計からの負担金として200万円を計上しております。次に支出についてでございます。

1款資本的支出は、1億855万円、前年度比481万円の減となっております。

1項1目固定資産購入費は、新設量水器の購入費として見込み計上しております。

2目施設改良費は、上組系配水管布設替工事や、町道馬場線配水管布設替工事などの経費として計上しており、前年度より573万円の減となっております。

2項1目企業債償還金は、14件の企業債の元金償還を見込み計上しております。次に20ページ、21ページをお願いします。

令和5年度の予定損益計算書でございますが、1営業収益と3営業外収益から2営業費用と4営業外費用を差し引いた経常損失は、2,347万4,000円となる見込みであります。特別利益、特別損失はございませんので、経常損失がそのまま当年度純損失となり、令和4年度予算ベースでの前年度繰越利益剰余金4,219万4,296円を加えた当年度未処分利益剰余金は1,872万296円となる見込みです。単年度収支では損失が生じる見込みとなっておりますが、累計では剰余金を確保できる見込みとなっております。

なお、4ページ、5ページには実施計画書、12ページ、13ページにはキャッシュフロー計算書、14ページから19ページには給与費明細書、22ページ、23ページには予定貸借対照表、24ページから27ページには前年度の予定損益計算書と予定貸借対照表、28ページには水道事業会計予算に関する注記を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い

いたします。

(1 3 : 3 9)

議 長 はい。以上の説明をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 3 : 3 9)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 小 田 成 実